

令和6・7年度入札参加資格（県内建設業）の承継手続について

令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査取扱い基準」という。）第11条の規定に基づき承継手続について下記のとおり定める。

記

1 承継人等の欠格事由

資格審査取扱い基準第3条第3号から第6号まで及び同条第9号から第16号までのいずれかに該当する者を承継人又は承継会社（以下「承継人等」という）とする入札参加資格の承継は認めない。

2 承継の要件

以下の場合には建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第17条の2及び法第17条の3に定める建設業許可の承継の認可（以下「認可」という。）の有無にかかわらず、入札参加資格の承継を認めるものとする。

- (1) 個人から法人へ組織変更する場合で、以下のすべての要件を満たしている場合（個人が被承継人、法人が承継会社となる。）
 - ア 許可を受けた個人の建設業を廃業すること。
 - イ 個人の事業主が組織変更後の法人の代表者となること。
 - ウ 個人の事業主が、組織変更後の法人の出資総額又は株式総数の過半数を所有すること。
 - エ イ及びウの状態を承継の承認後1年以上継続すること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。
 - オ 個人の営業に関する債権債務の組織変更後の法人への引継は、営業の同一性を保つものであること。
- (2) 個人事業主が死亡又は高齢等により建設業を継続できなくなり建設業を後継者に引き継ぐ場合で、以下のすべての要件を満たしている場合（建設業を継続できなくなった個人事業主が被承継人、後継者が承継人となる。）
 - ア 後継者が当該個人事業主と同居している親族、もしくは当該個人事業主と別居している2親等以内の血族であること。
 - イ 個人事業主が建設業を後継者に引き継ぐことに対し、当該個人事業主のすべての相続人が同意していること。
- (3) 会社間で合併をした場合で、以下のすべての要件を満たしている場合
 - ア 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。
 - イ 被承継会社が全ての建設業を廃業するとともに入札参加資格を辞退すること。
 - ウ 被承継会社及び承継会社の合併期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ 合併期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ 工事施工にかかる資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

(4) 会社間で会社分割をした場合で、以下のすべての要件を満たしている場合

ア 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ 被承継会社が承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること。

ウ 被承継会社及び承継会社の分割期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ 分割期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ 工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

(5) 会社間で事業譲渡をした場合で、以下の全ての要件を満たしている場合

ア 承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ 被承継会社は承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること。

ウ 被承継会社及び承継会社の譲渡期日の直前の決算期から起算して過去3年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから3年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ 譲渡期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ 工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

3 承継の申請

入札参加資格（県内建設業）の承継は、第2項の要件を満たす者からの申請により行うものとする。

4 承継の申請期限

第3項に定める申請は、その事由が発生した日から3か月以内に行わなければならない。

5 承継の申請書類

申請に必要な書類は、以下のとおりとする。

- (1) 第2項第1号に定める場合の承継申請に必要な書類
- ア 和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（法人成り）（別記様式第1号）
 - イ 誓約書（別記様式第2号）
 - ウ 被承継人の事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
 - エ 設立した法人の商業登記に係る全部事項証明書、定款、創立総会の議事録（会社法第25条第1項第2号の方法により設立する場合に限る。）及び財務諸表
 - オ 個人の営業の最終年度に関する財務諸表
 - カ 同意書（添付書類ア）
 - キ 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
 - ク 株主等調書（添付書類ウ）
 - ケ （認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
 - コ （国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
 - サ その他知事が必要と認めるもの
- (2) 第2項第2号に定める場合の承継申請に必要な書類
- ア 和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（個人承継）（別記様式第3号）
 - イ 承継人と被承継人の続柄及び被承継人のすべての相続人が確認できる被承継人に係る戸籍謄本等（必要な場合には除籍謄本等）
 - ウ 営業引継に対する同意書（別記様式第4号）及びすべての相続人の印鑑証明書
 - エ 承継人については事業の開始により、被承継人については事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
 - オ 被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表
 - カ 承継人の営業開始時の財務諸表
 - キ 同意書（添付書類ア）
 - ク 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
 - ケ （認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
 - コ （国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
 - サ その他知事が必要と認めるもの
- ただし、和歌山県知事へ法第17条の3に定める相続による承継の認可を申請した場合はイ、ウの提出を省略できる。
- (3) 第2項第3号、4号又は5号の承継申請に必要な書類
- ア 和歌山県建設工事入札参加資格（県内建設業）承継申請書（会社間承継）（別記様式第5号）
 - イ 施工実績に係る誓約書（別記様式第6号）（第2項第4号又は第5号において被承継会社も存続する場合）
 - ウ 契約書（合併、会社分割のうち吸収分割又は事業譲渡）又は分割計画書（会社分割のうち新設分割）、並びに承継する資産及び技術者の移籍の内容が確認できる書類
 - エ 株主総会議事録
 - オ 公告の写し（第2項第3号又は第4号の場合）
 - カ 被承継会社及び承継会社の商業登記簿に係る全部事項証明書

- キ 承継会社の建設業許可証の写し
- ク 入札参加資格辞退届（被承継会社）
- ケ 同意書（添付書類ア）
- コ 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
- サ 株主等調書（添付書類ウ）
- シ（国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
- ス その他知事が必要と認めるもの

6 承継の単位

承継の単位は、法に定める 29 業種単位とし、1 業種の入札参加資格を 2 者以上に承継することは認めない。

また、被承継人及び被承継会社（以下「被承継人等」という。）が引き続き入札参加を行うことも認めない。

7 承継の効力

- (1) 承継人等は、被承継人等が有していた入札参加資格のうち、法第 3 条第 1 項に規定する許可を有しかつ法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査において総合評定値の通知を受けた業種に係る入札参加資格を承継する。
- (2) 承継の効力は、資格審査取扱い基準第 18 条第 2 号の規定に基づき総合点数の再算定及び再格付けを受けた時から発生する。

8 客観点数

客観点数は承継の事由発生日以降を審査基準日とする経営事項審査における総合評定値とする。

9 地方基準点数

地方基準点数は、別に定める「承継に伴う入札参加資格（県内建設業）に係る地方基準点数再算定の手引き」により再算定する。

10 認可を受けた場合

- (1) 認可を受けた場合、第 7 項第 1 号の規定にかかわらず、以下のすべての要件を満たしている業種に係る入札参加資格を承継する。
 - ア 認可により、許可を承継した業種であること。
 - イ 認可により、経営事項審査において受けた総合評定値の通知を承継した業種であること。
 - ウ 被承継人等が入札参加資格を有し、かつ承継人等が入札参加資格を有しない業種であること。
- (2) 認可を受けた場合には、第 7 項第 2 号の規定にかかわらず、認可の効力発生日から和歌山県の入札参加資格の承継の効力が発生する。なお、法第 17 条の 3 に定める相続による

承継の認可を受ける場合には、被承継人が死亡した日から認可の効力発生日までの間、被承継人等が有していた資格で入札参加を行うことは認めない。

- (3) 認可を受けた場合には、第8項の規定にかかわらず、客観点数は認可により承継した経営事項審査における総合評定値とする。
- (4) 認可を受けた場合には、第9項の規定にかかわらず、地方基準点数は認可に係る被承継人等の直近の地方基準点数とする。
- (5) 前2号の適用を受けた場合には、承継人等は速やかに認可の効力発生日以降を審査基準日とする経営事項審査を受審した上で承継に伴う再算定を申請するものとする。

附 則

- 1 この規程は平成24年6月21日から施行する。
- 2 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準の（資格の承継）に規定する承継手続について（平成22年5月21日適用）（以下「旧手続」という。）は、廃止する。
- 3 当面の間、旧手続の様式を適宜修正して使用することを認める。

附 則

この規程は平成24年12月12日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月21日から施行する。

附 則

この規程は平成28年5月30日から施行する。

附 則

この規程は平成30年6月14日から施行する。

附 則

この規程は令和元年7月9日から施行する。

附 則

この規程は令和2年6月2日から施行する。

附 則

この規程は令和3年1月14日から施行する。

附 則

この規程は令和4年5月26日から施行する。

附 則

この規程は令和6年6月1日から施行する。

(別記様式第1号)

和歌山県入札参加資格(県内建設業)承継申請書(法人成り)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

法人(承継会社)

所在地

商号

代表者役職氏名

個人事業主(被承継人)

所在地

名称

代表者氏名

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
第					号

和歌山県入札参加資格(県内建設業)を認定された上記個人事業主が上記法人に組織変更し、建設業の営業に関する債権債務を承継することとしたので、和歌山県入札参加資格(県内建設業)の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

法人（承継会社）

所在地

商号

代表者役職氏名

個人事業主（被承継人）

所在地

名称

代表者氏名

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
第					号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を申請するにあたり、下記の状態を承継の承認の日から1年以上継続することを誓約します。

この誓約を履行しなかったときには、和歌山県入札参加資格（県内建設業）を取り消されても異議ありません。

記

- 1 被承継人が承継会社の（代表社員・代表取締役）であること。
- 2 被承継人が承継会社の（出資総額・株式総数）の過半数を所有すること。

(別記様式第3号)

和歌山県入札参加資格(県内建設業)承継申請書(個人承継)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

承継人

所在地

名称

代表者氏名

_____ 印

被承継人

所在地

名称

代表者氏名

_____ 印

※ 被承継人が健在な場合のみ押印してください。

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号
第					号

和歌山県入札参加資格(県内建設業)を認定された上記被承継人が(死亡・高齢)により営業を継続できなくなったため、上記承継人がその営業を引き継ぐこととしたので、和歌山県入札参加資格(県内建設業)の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

(別記様式第4号)

営業引継に対する同意書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

承継人

住所

氏名

_____ 印

被承継人

住所

氏名

_____ 印

※ 被承継人が健在な場合のみ押印してください。

上記承継人が上記被承継人の営業を引き継ぐことについて、被承継人のすべての相続人が異議なく同意します。

相続人

住所

氏名

_____ 印

※ 印鑑は実印を使用してください。

※ 和歌山県知事へ法第17条の3に定める相続による承継の認可を申請した場合、この様式の提出を省略できます

(別記様式第5号)

和歌山県入札参加資格(県内建設業)承継申請書(会社間承継)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

承継会社

所在地

商号

代表者役職氏名

被承継会社

所在地

商号

代表者役職氏名

許可番号

<small>大臣・知事コード</small>		許	可	番	号
第					号

和歌山県入札参加資格(県内建設業)を認定された上記被承継会社から上記承継会社に、建設業の営業に関する債権債務を承継することとしたので和歌山県入札参加資格(県内建設業)の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

(別記様式第6号)

施工実績に係る誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請人

承継会社

所在地

商号

代表者役職氏名

被承継会社

所在地

商号

代表者役職氏名

許可番号

大臣・知事コード		許	可	番	号	
第						号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を申請するにあたり、被承継会社の施工実績は承継会社に帰属するものとし、今後和歌山県に対して被承継会社が当該施工実績を自社の施工実績として主張しないことを誓約します。

添付書類ア

同意書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

商号又は名称

代表者役職氏名

和歌山県に入札参加資格（県内建設業）承継の申請を行うにあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 県が立入調査等を実施すること及びその調査に協力すること
- 2 県が社会保険の加入・納入状況を照会するために年金事務所等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること
- 3 県が労働保険の加入・納入状況を照会するために労働局等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること
- 4 県が暴力団関係者等排除に係る誓約の遵守状況を照会するために警察等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること
- 5 資格認定結果に係る県が定めた内容を和歌山県ホームページ等を通じて公表すること

※ 行政書士に委任している場合でも申請者が内容を確認した上で押印してください。
（「商号又は名称」「代表者役職氏名」は自署でなくてもかまいません。）

添付書類イ

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、法令及び和歌山県が定める入札参加関連規定を遵守した上で、入札参加を行うものとし、下記のことを誓約いたします。

なお、私がこの誓約に違反した場合にはいかなる処分を受けても異議を申しません。

記

- 1 次の各号に該当する者（以下「経営者等」という。）が現在、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号の規定による暴力団関係者等（以下「暴力団関係者等」という。）でないこと。
 - (1) 建設業許可業者
 - (2) 建設業許可業者の使用人（建設業法施行令第3条に規定する使用人をいう。）
 - (3) 建設業許可業者の法定代理人
 - (4) 建設業許可業者の経営に影響力を有する者
（法人にあつては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあつては、これらに相当すると認められるものをいう。）
 - (5) 建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者
（法人にあつては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあつては、これらに相当すると認められるものをいう。）
- 2 将来にわたって暴力団関係者等を経営者等にしないこと。
- 3 不当要求行為等を受けた場合は拒否するとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする事。
- 4 下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。）を締結した場合は、当該下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。）が、不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をさせること。
- 5 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動又は暴力を用いないこと。
- 6 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損しないこと。
- 7 他者が上記5及び6に反する行為をしたことを知り得た時は、その事実を発注者に報告すること。

添付書類ウ

株主等調書

商号又は名称

1 総株主又は総出資者数

人

2 うち議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている出資者

(フリガナ) 株主(出資者)氏名	生年月日	住所	所有株数又は 出資の価額
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			

※ 申請者が法人の場合に、申請日時点で最新の株主名簿等に基づき作成して下さい。

※ 株式会社の場合は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、また、その他の法人は、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を記載して下さい。

※ 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「〇〇株」とし、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を記載して下さい。

認可に伴う承継承認申請に関する誓約書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

承継人商号又は名称

承継人代表者役職氏名

建設業法第17条の2に定める個人事業主から法人への組織変更又は個人事業主から個人への譲渡による認可に伴い和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継承認を申請するにあたり、下記のことを誓約します。

この誓約を履行しなかったときには、和歌山県入札参加資格（県内建設業）の取消しを受けても異議を申しません。

記

- 1 建設業認可に伴う入札参加資格の承継承認を受けて事業譲渡した後、承継の手引き第2項第1号に定める法人成りの場合、被承継人の事業の廃止による「個人事業の開廃業等届出」を、承継の手引き第2項第2号に定める場合の内、建設業法第17条の2に定める相続による承継の認可を受ける生前の譲渡による代替わりの場合、承継人の事業の開始、被承継人の事業の廃止による「個人事業の開廃業等届出」を、納税地の所轄税務署長に提出し、その届出の写しを以下の期限までに和歌山県に提出すること。

令和 年 月 日（事業譲渡日から30日後）

- 2 事業の譲渡後、すみやかに「被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表」を作成し、以下の期限までに和歌山県に提出すること。

令和 年 月 日（事業譲渡日から60日後）

- ※ 期限は申請者の自署でご記入ください。
- ※ 期限までに当該書類の提出がない場合、入札に参加できなくなることがあります。
- ※ この誓約書の提出により、当該書類の提出前でも承継が認められます。